

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	5 - 2
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第3条第1項第2号		
許認可等	土石の採取の許可				
<p>1 根拠規定 (許可) 第3条 普通海域において、次に掲げる海域の使用等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 (1) 海域の占用 (2) 土石(砂を含む。以下同じ。)の採取 (3) 土石の投入その他海底の形状を変更する行為(法令の規定により禁止されている行為を除く。以下「土石の投入等」という。)</p> <p>2 審査基準 (愛媛県の海を管理する条例) (許認可等の基準) 第6条 知事は、第3条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 海域の公共性及び公益性が著しく損なわれないものであること。 (2) 海域の環境保全及び災害防止に十分配慮されたのものであること。 (3) 公共施設若しくは公共的施設の利用又は公共事業若しくは公共的事業の遂行に支障を与えないものであること。 (4) その他知事が定める基準に適合するものであること。</p> <p>(愛媛県の海を管理する条例施行規則) (許可の基準) 第6条 条例第6条第4号の知事が定める基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 申請者が、申請に係る海域の使用等を適正に行うと認めるに足りる信用を有していること。 (2) 申請に係る海域の使用等の場所、規模及び方法が、その目的に照らし適正かつ合理的なものであること。</p> <p>・愛媛県の海を管理する条例の施行について(平成7年12月27日付け河第1064号土木部長通知)【愛媛県の海を管理する条例に係る審査基準について(平成9年2月24日付け第182号土木部長通知)で一部改正】</p> <p>第2 土石の採取の審査基準 条例第3条第1項第2号の土石の採取の許可は、次の要件を満たす場合に限り、許可するものとする。</p> <p>1 基本的事項 ア 砂利採取法(昭和43年法律第74号)又は採石法(昭和25年法律第291号)の認可が必要である場合は、その認可を受けているか、又は受ける見込みがあること。 イ 工事の施行方法が、工事施行区域外の海域の水質について、水質汚濁に係る環境基準について、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)に規</p>					

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

定する水質基準を維持し、又は現状より悪化させないものであること。

ウ 工事の施行に当たっては、汚濁発生の抑制に努めるとともに、付近に養殖生けす及び海水の取水施設等がある場合等においては、汚濁防止対策が講じられていること。

エ 公共事業(計画を含む。)に支障とならないこと。

オ 公共施設の管理又は利用に支障とならないこと。

カ 土石の採取計画の内容(規模、位置選定理由、工事方法等)が目的に照らし、適正かつ合理的なものであること。

2 他の利用者との調整事項

ア 海上交通に支障とならないこと。

イ 既に許可を受けた占用物件等の利用に支障とならないこと。

ウ 漁業調整上の支障がないこと。

3 その他

ア 条例及び海岸汚染及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

イ 適正な資金計画が立てられ、事業実施が確実なものであること。

	担当課	港湾海岸課	検索番号	
法令名	根拠条項			
許認可等				

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

第2 土石の採取の審査基準

条例第3条第1項第2号の土石の採取の許可は、次の要件を満たす場合に限り、許可するものとする。

1 基本的事項

- ア 砂利採取法(昭和43年法律第74号)又は採石法(昭和25年法律第291号)の認可が必要である場合は、その認可を受けているか、又は受ける見込みがあること。
- イ 工事の施行方法が、工事施行区域外の海域の水質について、水質汚濁に係る環境基準について、水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)に規定する水質基準を維持し、又は現状より悪化させないものであること。
- ウ 工事の施行に当たっては、汚濁発生の抑制に努めるとともに、付近に養殖生けす及び海水の取水施設等がある場合等においては、汚濁防止対策が講じられていること。
- エ 公共事業(計画を含む。)に支障とならないこと。
- オ 公共施設の管理又は利用に支障とならないこと。
- カ 土石の採取計画の内容(規模、位置選定理由、工事方法等)が目的に照らし、適正かつ合理的なものであること。

2 他の利用者との調整事項

- ア 海上交通に支障とならないこと。
- イ 既に許可を受けた占有物件等の利用に支障とならないこと。
- ウ 漁業調整上の支障がないこと。

3 その他

- ア 条例及び海岸汚染及び海上災害の防止に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- イ 適正な資金計画が立てられ、事業実施が確実なものであること。